平成25年度 第1回生駒市入札監視委員会議事概要書

開	催日	3 万	支て	ブ 場	,所	平成25						A - **-			
						生駒市役	叶	4 階		101		402会議室	<u> </u>		
						委」	員	長		森		裕之			
						委員:	長代	理		豊永	<	泰雄			
						委		員		松山	1	治幸			
出	席	オラ	Ę	員	等	事	務	局	詩	く 発主集・	中	政部長・細川 谷検査係長・ 約係職員			
							上	下水道	音音	『工 務 詞	課	上西課長・高	橋工務係	系職員	
						抽山安州	土	:	木	Ī	課	寺西課長・坂	本主査		
							浄	;	水 場 乾補佐・古林主査						
						担当課	施施		管 整	理言	課課	川口生涯学習 設整備課長・ 管理係職員	'部長兼旅 吉川施設	・ 設管理語	課長・稲垣施 長・上埜施設
審	議	対	象	期	間		平原	戊24年	¥	1 2 月 [·]	1	日 ~ 平成	25年	5月31	日
抽	出	1	517	案	件	総件数		5件	=	(備考)					
_	般	競	争	入	札			4件	-] ;	期間内	入	札等件数	一般競	争入札	7 6件
指	名	競	争	入	札			O件	-				指名競	争入札	O件
随	ļ	意	き	足	約			1件	-				随意	契約	1 1 件
委員か に対す				質問、	それ	意	見	• 賃	質	問			□	答	
100,10	V E	ч .									別	紙のとおり			
委員会告の内		る意	京見	具申乙	マは勧										

質			 答
	103	I	I
1-(1) 一般競争入札、指名契約の執行状況について	名競争入札及び随意	平成24年12月1日から平成25 に契約された各方式別の状況に した。	
1-(2) 抽出案件の参加資 の選定理由について	格設定理由及び業者	各抽出案件について、各担当課明し、一般競争入札における参えび選定理由を事務局から説明し契約分については、担当課から契約理由を説明しました。	加資格設定理由及 ました。また、随意
●抽出案件(稲倉送・配水管 園内3工区):一般競争入札: 注)について			
設計金額が高いのはどうして	ですか。	本工事については、金額が大き 画に分けて順次、工事を行ってし も高額になってしまいます。理由 が大きいことから、材料費が高く す。	いますが、1区画で としては管の口径
本工事を他工事よりも優先し	た理由は何ですか。	稲倉配水池は布設して40年経 1万世帯の水を賄っています。こ になってしまった場合、かなり影 られるため、他工事より優先して す。	こが震災等で断水 響が大きいと考え
応札者数が少ないですが、ど か。	うしてだと考えます	市内登録業者だけの参加では旅から応札者が限定されることから 録業者まで参加できるように地域 た。しかしながら、応札が少なか はわかりません。	ら、県内本店の登 或要件を拡大しまし
この規模の工事になると、通り 数ですか。	常これぐらいの応札者	管工事において、予定価格五千 ると入札時期にもよりますが、ほ 者数と考えます。	
本工事の際の対象業者のうた業者いましたか。	ち、市内登録業者は何	平成24年度の市内登録業者は 店の登録業者が31業者で、計4 加対象業者でした。	
県内本店の登録業者まで、 <i>入</i> たとのことですが、広報やお知 ていますか。			
奈良県内の自治体でも県内の参加業者を拡大しているもの登録業者のみで入札を行って	ですか。それとも市内)みで行っていま で、小さい業者では 手の業者に発注し その工事の内容に
があるだけで、偶然には思え	ないのですが、この点	予定価格や最低制限基準価格をますので、それを目安に入札金をめ、狭い範囲に金額が集中してす。	額を入れてくるた

生駒市では市内業者だけでなく、県内の業者が入ってくる場合がありますが、逆に他の自治体の入札には、本市の市内業者は応札することができないようです。その点、市内業者はどのように思っているか何か聞いていますか。

その点について、市内業者としては不満をお持ちです。以前市長の方から奈良市に対して、大きい工事等があった場合は生駒市や大和郡山市の業者でも参加できるような制度にしてもらえないかの申し入れをされたことがあるそうです。ただし、奈良市の方は市内業者のみで十分競争性が確保されていることもあり、本市の業者が参加することはできていません。やはり、地元業者の育成という観点も必要なんですが、競争性を高めるためにはある程度、参加業者の範囲を広げる必要もありますので、そういう点で不満をお持ちの方がおられます。

競争性の確保と公平性の両方とも求めていこうとすると、自治体間の協力が必要だと思います。発注の業務というものはまさに自治の範囲であると思いますが、同じような悩みというものはどの自治体も抱えているはずです。入札制度改革の時にでも議論をして、是非、周辺の自治体と協力体制を模索してもらいたいと思います。

奈良市には奈良市のご事情があり、また、事業所数もたくさんあります。本市の業者を参加させると 奈良市の業者が不満を持つと思われますので、協力体制というのは難しいのではないかと思います。

奈良市はかなり大きい市となりますが、同規模の市と協同して、入札制度を作っていくことはできないかと前から考えています。今回、課題として、改めて提起されたということで検討していければと考えます。

抽出案件(大谷線道路舗装工事:一般競争入札: 土木課発注)について

本工事の必要性を説明願います。

バスが頻繁に通っており、交通量も1万台あり、市内幹線道路の中では、非常に交通量の多い道路となります。こういうことから路面の状態も悪く、近隣の家にも振動があるということもあり、3工区に分けて工事を行っています。

分割して工事を行う必要があるのですか。

全ての道路占用となると、交通の影響や地元対策 も考えると難しく、また交付金も本工事に全て使用 するとなってしまいますと、他の舗装工事はできな い場合がありますので、分割して工事を行っていま す。

落札業者と事後審査の結果、無効になった業者と の関係性は、何もないですね。 一切関係ありません。

●抽出案件(取水井現場操作盤等更新工事:一般 競争入札:浄水場)について

応札数の少ない理由について、どうしてだと考えま すか。

設備関係というのはそれを取り扱っているメーカーとの調整等があるため、それを行える業者が少ないからではないかと考えています。

過去の同種工事の入札においても応札数は少ないですか。

過去の同種工事においても応札数は少ないです。 浄水場というのは特殊な施設であり、既存の設備 を改修するということになりますので、どの業者でも できる工事でないのかも知れません。

質		<u> </u>	 答
対象業者数は多いのです		全ての機器を取り替えるのなり	• •
実際的には、限られた範囲ない構造があるということで	目の業者しか対象になら	器を活かしながらというのがネ えられます。	
応札者が少なかったとして られていると考えますか。	も、一定の競争性が図	一般競争で、どれだけの参加: いため、競争性が発揮できてし	
実質的には参加者が分かいているはずだということで		毎年、同じような業務を繰り返いうような事象がずっと発生し随意契約の方が交渉がしやする程度抑えることができるかも水道事業の案件を扱うようななからであり、まだ水道事業のみめ、検証しないとわかりませんで、同じ業者が1者、2者しかみ場合は、随意契約も1つの選打いかと思います。	た場合においては、 いので、金額的にあ しれません。ただし、 ったのは平成22年度 人札案件が少ないた が、同じような内容 、ってこないとなった
随意契約に切り替えるとな 者との交渉が優先されるの		そうなると思います。	
そこまでの特殊性があるか なるということですね。	いどうかの判断は必要に	必要になります。	
変更契約の金額が増額に 由はなんですか。	なっていますが、その理	当初、既設の電線管の中に新る予定だったのですが、ケース電線管から抜くことができませ新たに電線管を埋設し、ケースが、主な増額理由です。	ブルも腐食しており、 ·んでした。そのため、
工事に差はつきますか。業 いは出るのでしょうか。	着によって成果物に違	成果物としては同じだと思いまように指導します。ただ、技術: 工管理についての創意工夫等 思います。	提案の安全管理や施
●抽出案件(たけまるホー 補強工事:一般競争:施設			
増築・改修工事と耐震補強 括発注したのですか。	は工事の2つの工事を一	ー括発注することで経費が安く 発注しました。	く済むことから併せて
本工事は国から補助金のか。	対象工事になっています	耐震工事分が1/3、増築工事 が出ることになっています。	事は1/2の補助金
落札業者は奈良県の業者	ですか。	奈良市の業者です。	
市内本店業者の応札は無	かったのですか。	市内本店業者は登録がなく、ī があり、県内本店が20者で、 です。	
年間20万人も使用する施 ろんな声を反映したり、エラ ポーザル方式で行うという	夫等が提案できるプロ	ーから作る場合はプロポーザ すが、今回の場合、増築工事 築等がメインとなり、それほど せんので、工夫等の余地はな	ですので、控室の増 難しい工事でありま

質	問	回	答
入札保証の未提出というこ 者がありますが、どういうヨ		通常案件は、入札保証金免除本案件は入札保証金が必要での事前提出でしたので、おそらとされたのだと考えます。	した。開札前日まで
●抽出案件(たけまるホー 補強工事監理業務:随意ま について			
監理業務の金額ですが、こか。	こんなにかかるものです	設計金額については、国土交流 式に基づいて、算定しています あると考えます。	
なぜ、この業者と随意契約]を締結したのですか。	この業者が本工事の設計業務 す。	を行っていたからで
生駒市では通常、設計業務を任すような運用をして		設計業務と監理業務を行う年原 うな形での運用が多いです。	度が違うため、このよ
この設計業務の落札率は	いくらですか。	70. 86%です。	
設計業務と監理業務を行っことですが、一括での入ってがるということはないです。	札をしたら、入札金額が	一概には言えないと思います。	
逆に設計業務と監理業務にないものですか。		必ずしもそうしないといけないもただ、基本的には単年度予算・業務の予算が取れていないととなります。複数年度で予算をす。	ですので、次の監理なると別々での発注
設計業務を請け負った業績 もしやすいのですか。	者の方が、金額交渉とか	設計をしていますので、内容も ら金額交渉もしやすいです。	熟知していることか
設計業務を落札したら、監 うことは明らかにされている		約束はできませんので、そうい せん。	う条件は付けていま
業者の方は、設計業務を対いてくると想定しているので	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	何とも言えませんが、生駒市で 行っているので、そういうことも ません。	
設計業務の入札は、通常、 とすごく下がりますが、生馬 業務が付くという関係で下 ありませんか。	拘市の場合、後日、監理	建築設計業務は、平均落札率す。どうしても建築は構造計算ますので、土木系設計業務のます。	等が必要になってき
1一(3) 入札参加停止措	置の運用状況について	平成24年12月1日から平成2 の入札参加停止措置を行った ました。	
奈良県からの入札参加停息とですが、奈良市からの情 すか。		市町村間の情報提供はほとん	どありません。
奈良市で入札参加停止にはわからないということです。		基本的にそうなります。	
			ı

質	問	П	答
不適格業者を一定期間排 自治体にとっても行うべき 広範囲で入札参加停止の きないのですか。	対応だと思いますので、	奈良県が建設業の許認可な 律に触れるようなものについ 行きますので、奈良県を通りれます。	いては、まず奈良県へ
そういうことであれば、あま まり意味がないですね。	り市町村間でやってもあ	本市の契約事案等で発生し入札参加停止は行いません 県が入札参加停止を行うか他の市町村でも行わないこ に、奈良市でも同様の事案 で入札参加停止は行いませ	ん。この件をもって、奈良 いというと行わないので、 ととなります。また逆 があったとしても生駒市
		入札保証金を取っていれば とができるのですが、ほとん 金を免除していますので、	どの案件で入札保証
1ー(4) 平成25年度の言 て	Eな入札制度改革につい	①生駒市建設コンサルタン制度試行要領の廃止 ・・・・建設コンサルタント等業別制限価格を設定しない入札たいと考えています。なお、が生じた場合、新たな最低行いたいと考えています。	務委託に対しての最低 を行い、一度様子を見 これによって、不具合
コンサルタントとは言え、だ 仕事の問題があると思いま いく必要があると思います 行っていただければいいか	ますので、監視を強めて 。そういう条件で、運用を		
		②生駒市設計業務等成績語 結果の活用 …コンサルタント業務に関係 成績をつけています。そのよ 考えています。	重して、生駒市では業務
49点というのは妥当な数:	字ですか。	非常に悪い成績です。工事点がありますので、ある意味ます。ただ、業務での49点ち合わせに管理技術者が出て良であることは間違いあり	未致し方ない場合があり と言いますと例えば、打 出席しないなど、非常に りませんので、入札参加
49点は非常に厳しくされてるという事ですが、59点りの制限を加えるということ	l下についても入札参加 ですね。	1年間、入札参加できない。ます。また、業務は工事と遠も点数を付けるようなってい企業と管理技術者は同じ点設計業務は違う点数の場合数が60点以上あっても、管が悪いという場合がありますにあっては1年間、その管理します。	望い、管理技術者、人に います。土木設計業務は 数になりますが、建築 合があります。企業の点 で理技術者としては点数 す。そういう管理技術者

質 問 答 成績優秀業者等の表彰制度ですが、これを活用し 工事も同様ですが、優秀な業者をどう活用するかと て入札制度に反映させることはできないのですか。 |いう点になるんですが、他自治体の例ですと、工事 の発注数が多い自治体でしたら、1業者あたりの手 持ち工事数を決めている場合があります。成績優 秀業者はそれを増やすことが出来るなどの活用方 法を講じています。しかし、生駒市ではそれほど発 注件数がありませんので、どういう活用方法がいい のか、難しいところです。今のところ、総合評価方 式で加点するという方法ぐらいにとどまっているの が現状です。 総合評価の加点ですが、それほど大きくはないで 加点しても1、2点だと思います。 すね。 業者側から見ると名誉に思ってもらえるものです 工事は目標にしてやっている業者もいます。今まで か。 出ていないのもありますし、80点という点数は工事 も業務もかなり高いので、それを目標に頑張ろうと いう業者がいると思います。 生駒市の成績評定の基準は、国の基準に合わして 80点がかなり高いハードルであるのなら、なおの こと、頑張っている業者に仕事が回るような方法が います。その理由は、例えば総合評価でありますと あればいいのですが、何か方法はないものです 国の表彰によって加点されるという項目がありま す。将来的には市町村間で使えないかということで か。 基準を統一して行っています。 成績不良業者に対しての制限等の対応と、成績優 秀業者に対しては、現状は表彰制度の策定という ことですが、成績優秀業者に対しては何かいいアイ デアをお願いしたいと思います。 ③予定価格等事後公表の試行継続 …平成25年度も予定価格等の事後公表を行いま す。既に行った建築工事の入札が2件ありました が、いずれも不落という結果となっています。 なぜ不落になったと考えますか。 建築工事に限っては、高止まりの傾向です。また、 少額随意契約での見積書についても市の予定価 格よりも高くなってきています。 この案件については、新年度単価を採用していま 今ある建築資材や人件費の高騰を受けてというこ すので、それだけが理由ではないと思いますが、・ とですか。 般的によく言われているのが、現在、たくさんの公 共工事が出ていますので、職種によっては人手が 足りていないのが理由にあるのかもしれません。今 後、業者へのヒアリングを検討しています。 入札金額にかなり開きがありますが、やはりあまり そうこうことはないと思います。建築工事はいずれ きめ細かい積算を行っていなかったのではないで にしても下請に出さないと自社で全てを行うというこ すか。 とは少ないですので、しっかり見積を取らないと、受 注しても損してしまう場合が出てきます。今までの 事前公表においても、最低制限価格よりもかなり上 での応札というのがありましたので、土木工事と比 べると経費がかかると考えられますし、また市の積 算がある程度厳しいとも考えられます。 仮に事前公表を行っていた場合、どうなっていたと |最低制限価格よりかなり上の方になりますが、どこ 考えられますか。 かの業者が落札していたと思います。

質	問	<u> </u>	答
落札業者は無理して取りに か。	まているということです	無理しているかどうかというところは確かに図面から必要経費を積算しで、こういう結果になったのかなと考	ていきますの
事後公表を行うことについ ですか。	て、業者側の反応はどう	件数も少ないせいか、特に事後公表 声はありません。ただし、前回の聞 事後公表がいい、事前公表がいい、 半々でした。	き取り調査では
不落になるのは大変だと思が起こることは想定してい	ましたか。	担当課には不落によって、調整等でていますが、建築工事は、事後公表を行う上で、どうしても事後公表で行工事となります。また、事後公表に体のアンケート結果にも不落が出ています。それから現在、土木の出ています。それから現在、土木の開示請求が出てきています。2ヶ月主な開示請求は過去の設計書ですっては全て開示しますので、担当担になってきていると聞いています	長の試行の検証 行う必要のある 切り替えた自治 さるという結果が 式工事で3件、 のことでもあり、 で18件あり、 。設計単価に は課では少し負
業者側で積算してもらうとし ね。	いうことではいいことです	過去の積算から自分たちの積算を ことだと思います。	検証するという
今回は事後公表について(すね。	の現況報告ということで	まだ、5件だけですので、事後公表 次回の委員会までに検証を行いた す。	
それでは、今年度の事後なになった分も含めて、事務と と思います。			
1ー(5) 入札制度改革前 化について		前回の委員会において、入札制度は ける落札率の変化について、主要な 調べて欲しいと依頼がありましたのました。	よ工種について
入札制度改革前・後の落木 ジや広報で掲載されるので		今のところ、特に考えていません。 います。	検討したいと思
平成15年度頃に入札改革 どれだけあったんですか。 は何かきっかけがあったの	入札改革が始まったの	平成16、17年度頃から始まったと 地方の県知事が談合で逮捕された きっかけだと思います。	
生駒市は他市町村に先駆 きたと思いますので、是非 だければと思います。			
1-(6) その他		①業界新聞の見出しから見る公共環境の変化 ・・・・前回の委員会において、政権交のように変化があるかを調べて欲ししたので調査を行いました。	代によって、ど

質	問	回	答
資材の単価はどうなっていま		資材は10数%上がっている 旧年度単価(平成24年度)に の水準に戻ってきているとい はどうなるかは分かりません	ものもあります。ただ、 は非常に低いので、元 うのが現状です。今後
国の経済対策の一環で、指 ているということですが、これ		不調を避けたいということだと	と思います。
生駒市でも不調が出てます。 格でも取りに行こうということ か。		今はならないです。	
通達には予定価格の事前公 ありますが、これはどういうこ		事前公表になりますとその価 うことがあると思います。	「格になってしまうとい
こういう状況を受けて、委員: ければならないことはありま		業者からは、いつまで古い最 法を使っているのかとご指摘 平成20年モデルは古くなって	を受けます。県下でも
生駒市の場合は、国に先んりますので、単に合わせるのするということでいいのではならの検討課題になると思いま	ではなく、独自に判断ないでしょうか。これか		
		②過去の高落札率及び不落 …平成21年12月11日から での間に気象変動型最低制 執行した421件の入札で、落 案件が19件あり、内8件が3 考えられます。また10案件での不落が発生しています。	5平成25年7月1日ま 限価格制度を用いて 客札率が90%以上の 変動に起因するものと
この事例であれば、不落が抗 作ればいいと思うのですが、 ますか。		いろいろと検討はしています 入札を何をもってダメとする <i>だ</i> す。	
いろいろ検討して、現在、変 用いていますが、変動なしに ならないのではないですか。	したらこういう事には	変動なしの方が、合理的であ は間違いないです。ただし、と 価格に張り付いてしまい、くじ ろうと考えられます。全てのと 低制限価格を設けない入札等 し、設定する案件でも、建築: 格よりも高い金額で落札して 約半数が抽選になる可能性	入札金額が最低制限 こでの決定が多くなるだ 入札がくじではなく、最 案件も数多くあります 工事では最低制限価 います。入札案件の
		不落は出てくると思いますし、 います。前回の検証でも報告	
変動型であっても、固定型で 合は出てくるということですれ		どんな方法であってもくじにな 法はいろいろあるかと思いま 的な方法としては、事前公表 固定型が一番いいのではない ただ、くじでの決定が非常に	すが、合理的で、経済で、最低制限価格のいかと考えています。

た業者からすると、低い金額で受注するといってい るのに、金額が高い業者が落札するというのは、制 度上問題があるのではないかという非難もあるか と思います。それから、事後公表においても事後公 表なのになぜ変動するのかと業者から指摘を受け ています。

事務局としては、事前公表にして、最低制限価格を 固定にして、複数業者いたら、くじで決めるというの が、入札方法として合理的であるということですね。

一度してみないとどういう弊害が出るのかは分かり ませんが、現状ではその方法が一番いいのではな いかと考えます。ただし、事後公表も試行中であり ますので、その点も精査しながら、検討していきた いと考えています。

現制度には、不落の問題があるという状況がよく分 かりました。すぐに決めるというのは難しいと思いま すので、事後公表の試行とともに、更なる検証を 行ってもらって、来年度以降で、審議を深めて、方 向性を決めれればと思います。

4 案件抽出委員(当番委員)の指名について

生駒市入札監視委員会運営要領第3条第1項第2 号に基づき、森委員長に決定しました。

5 次回開催日について

次回の開催は、定例会議として平成26年1月末頃 に開催することに決定しました。